

## 大山町コンベンション等開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種コンベンション等の誘致を支援することにより、町内の宿泊施設の利用を促進するため、町内で開催されるコンベンション等に対し、予算の範囲内において大山町コンベンション等開催支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、大会、会議、集会、研究会、スポーツ大会、企業コンベンション又はこれらに準ずるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表の第1欄に掲げる事業で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 町内の宿泊施設に宿泊する参加者の数(宿泊日数を乗じて得た延べ数とする。以下「延べ宿泊者数」という。)が、20人以上であること。
  - (2) 興業又は営利を目的としたものではないこと。
  - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としたものではないこと。
  - (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。
  - (5) 大山町暴力団排除条例(平成25年大山町条例第14号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が役員となっている団体が開催するものではないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は県若しくは市町村の補助及び財団法人とっとりコンベンションビューロー等他の補助金又は助成金(WeLove山陰キャンペーン及びGOTOトラベル事業による助成を除く。)を受けている場合は、助成対象外とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる団体とする。

(補助金の算定)

第5条 補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額で100,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を完了した日から30日を経過する日又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに、大山町コンベンション等開催支援補助金交付申請書兼事業完了届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) コンベンション等実施報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 大山町内宿泊施設利用証明書(様式第4号)

(交付決定等)

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認め

たときは、速やかに補助金の交付を決定し、大山町コンベンション開催支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、大山町コンベンション等開催支援補助金請求書（様式第6号）に前条に規定する交付決定通知書兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

別表

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 延べ宿泊者数	4 補助金額	5 備考
<p>コンベンション</p> <p>大会、会議、集会、研究会、スポーツ大会及び企業コンベンション（企業が主催する研修、インセンティブ、スポーツ大会等の社内諸行事を行うもの）</p>	<p>コンベンションの主催者で、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア 国又は県若しくは市町村</p> <p>イ 県又は市町村が中心的な構成員として加入している団体</p> <p>ウ 県又は市町村が5割以上出資する団体</p> <p>(2) 当該事業の実施にあたり、他の補助金を受けないこと。</p>	<p>20人以上</p> <p>参加者が実際に大山町内の宿泊施設に宿泊した延べ数。</p> <p>日数が連続しているものに限る。</p>	<p>1人当たり1,000円</p> <p>上限10万円</p>	<p>国又は県若しくは市町村の補助及び財団法人とっとりコンベンションビューロー等他の補助金又は助成金（WeLove山陰キャンペーン及びGOTOトラベル事業による助成を除く。）を受ける場合は、助成対象外とする。</p> <p>※1 宿泊施設が満員の場合、大山町内宿泊施設への分宿を行った場合も適用となります。</p>
<p>修学旅行</p>	<p>学校教育法に定める学校、専修学校により町内において実施されるもの</p>	<p>学校又は修学旅行を斡旋した旅行業者</p>		<p>※ホームステイは対象外とする。</p>
<p>合宿</p>	<p>学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化・福祉等の協会に所属する団体、又は企業で組織するクラブ等により町内において実施されるもの</p>	<p>合宿の主催者</p>		<p>※ホームステイは対象外とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大山町長 様

住 所

団 体 名

代表者名

大山町コンベンション等開催支援補助金交付申請書兼事業完了届

この補助金を下記のとおり受けたいので申請します。

記

1 コンベンション等名

2 交 付 申 請 額 金 , 円

3 添 付 書 類

(1) コンベンション等実施報告書 (様式第2号)

(2) 収支決算書 (様式第3号)

(3) 大山町内宿泊施設利用証明書 (様式第4号)

コンベンション等実施報告書

コンベンション等名		
開催成果		
開催期日		年 月 日( ) ~ 年 月 日( ) 延べ 日
開催場所		
規	参集範囲	県内・中国地区・全国
	参加者数	町内者〔 〕人 町外者〔 〕人 県外者〔 〕人
	宿泊者数	1泊〔 〕人・2泊〔 〕人・3泊〔 〕人 4泊〔 〕人・5泊〔 〕人・延べ宿泊者数〔 〕人
模	宿泊施設別 宿泊者数 (延べ宿泊者数)	人(延べ宿泊者数 人)

開催事務局	郵便番号・住所	
	担当者氏名	
	電 話	( ) -
	F A X	( ) -
	電子メール	

※ 配布資料等参考となる書類があれば添付してください。

収 支 決 算 書

【 収 入 】

(単位：円)

費 目	予算額(A)	収入額(B)	差引増減(B-A)	摘 要
合 計				

【 支 出 】

費 目	予算額(A)	支出額(B)	差引増減(B-A)	摘 要
合 計				

注1) 大山町コンベンション等開催支援補助金を予定した収支決算書としてください。

注2) WeLove山陰キャンペーン又はGOTOトラベル事業を利用した場合は、利用金額がわかる収支決算書としてください。

### 宿泊施設利用証明書

コンベンション等名	
主催者名	
団体名	
宿泊日及び人数	年 月 日 ( 人) 年 月 日 ( 人)
延べ宿泊者数	人

上記に相違ないことを証明します。

年 月 日

住所：大山町

宿泊施設名：

代表者名：

印

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

大山町長

大山町コンベンション等開催支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました下記補助事業について審査した結果、補助金を交付することに決定しましたので、大山町コンベンション等開催支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額

円

様式第6号（第8条関係）

大山町コンベンション等開催支援補助金請求書

一金 円

これは、 年 月 日付、 第 号をもって額の確定通知のあった大山町  
コンベンション等開催支援補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

大山町長 様

※添付書類

交付決定通知書兼額確定通知書の写し